

令和7年度水質検査計画（伊勢市上下水道部）

伊勢市上下水道部では、水道利用者に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を実施し、水道水の水質管理に万全を期しています。

このたび、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため水質検査計画を策定しました。毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道利用者に対し情報を提供いたします。

水質検査計画の概要は次のとおりです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の留意事項
4. 採水地点、検査項目、検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度並びに信頼性の確保
10. 水質検査結果
11. その他の留意事項

1. 基本方針

- (1) 伊勢市上下水道部は、水道利用者に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けがある水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
- (2) 伊勢市上下水道部は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目のほか、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目等についても、必要に応じて検査を行います。
- (3) 伊勢市上下水道部は、水質検査の結果について評価の上公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的な改善に努めます。

2. 水道事業の概要

表―1 水道事業の概要

水源施設名	水源 原水の種類	(処理能力 m^3 /日) 処理方式	配水池 m^3	給水区域	検査地点
1. 中須水源地	地下水	(29,000) 次亜塩素酸トリウム 消毒	宮川配水池 (5,000 $\times 2$)	中須町ほか	給水栓: 宮山小学校 横輪町風輪
2. 五十鈴川水源地	地下水	(8,000) 次亜塩素酸トリウム 消毒	勢田配水池 (3,000 $\times 2$)	桜木町ほか	給水栓: 修道小学校
3. 多気浄水場	県水受水	(30,000) 浄水受水	楠部配水池 (3,000 $\times 2$) 北部配水場 (2,000)	通町ほか 西豊浜町ほか	給水栓: 野村町公民館
4. 床ノ木水源地	表流水	(42) 緩速ろ過 次亜塩素酸トリウム 消毒	床ノ木配水池 (22.5)	矢持町	みどり保育園
5. 宮前第1水源地	地下水	(2,000) 次亜塩素酸トリウム 消毒、エアレーション	小俣配水場 (3,627)	小俣町	給水栓: 中小俣公園 跡地
6. 宮前第2水源地	地下水	(3,000) 次亜塩素酸トリウム 消毒、エアレーション			
7. 多気浄水場	県水受水	(2,300) 浄水受水			
8. 多気浄水場	県水受水	(5,000) 浄水受水	二見配水池 (2,200)	二見町ほか	給水栓: 朝熊町箕曲瀬
		給水能力	79,342 m^3 /日		

※ 上記施設変更の場合あり。

3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の留意事項

[原水の状況]

伊勢市の上水道は、地下水と「横輪川支川」の表流水を水源としています。

(1) 地下水

水質は良好で安定しています。

(2) 表流水

横輪川支川の表流水の水質は安定して浄水処理に支障をきたすことはありませんが、降雨時は濁度が上昇することがあります。

[水質管理について]

自己水源は、豊富で良質な地下水については次亜塩素酸ナトリウムで滅菌を行い、表流水については緩速濾過で処理の後、滅菌を行います。また、定期的に水質検査を行い、安全でおいしい水道水の供給に努めています。

県水は、三重県企業庁多気浄水場で処理をされ、水質検査が行われます。県水の受水後は管末の給水栓で採水した水の水質検査を定期的に行ないます。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度

(1) 水道水の水質検査

ア. 毎日検査項目

「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目については、配水系統毎に自動水質監視装置による連続監視と同装置未設置の地点は、水道利用者の協力を得て毎日（休日を含む）検査を行っています。

イ. 水質基準項目

検査頻度については、水道法で定める検査回数とします。但し、浄水についての水道法施行規則第15条第1項第三号及び第四号を満たす項目においてもおおむね1年に1回以上の検査回数とします。系統別の採水場所については表-1に検査地点として、また、水質検査を行う項目、検査頻度については別紙に示します。

ウ. 水質管理目標設定項目等についても適宜検査を実施します。

なお、浄水の供給を受けている三重県企業庁からは、水質検査結果について情報提供を受け、安全確認を行っています。

(2) 原水の水質検査

原水については、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物を除く水質基準項目を年1回検査します。クリプトスポリジウム等対策指針により、指標菌の検査は全水源で月1回検査し、レベル3、4の水源では3か月に1回クリプトスポリジウム等の検査を実施、さらにレベル2の水源でも年2回検査します。またペルフル

ホロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その結果を浄水と同様 5 年間保存します。

5. 水質検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最終改正を使用））、残留塩素については水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号（最終改正を使用））で行っています。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

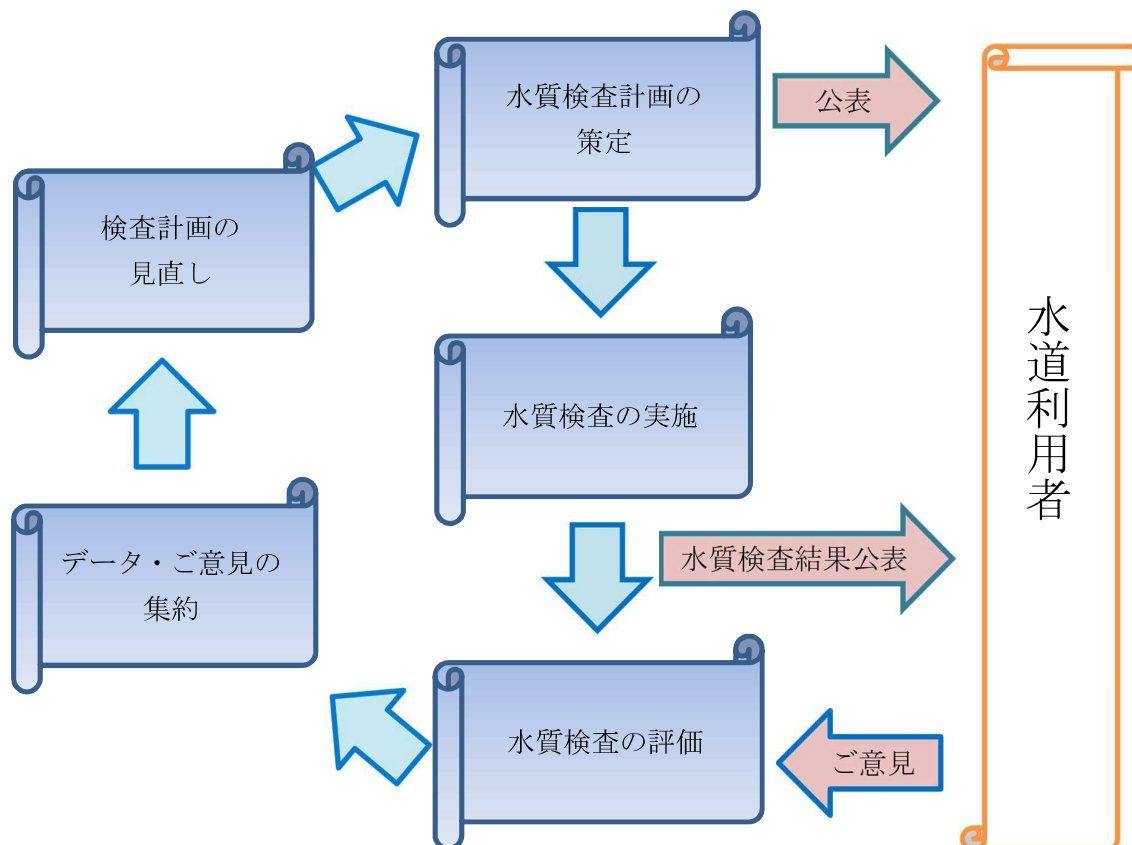
また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など水道利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の自己／委託の区分

- (1) 「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の 3 項目については、自己検査（自動水質監視装置を含む）で毎日検査を行います。
- (2) 原水及び浄水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」、「臨時検査」等については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託（採水及び運搬も含む）して検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

以下の手順で実施します。



9. 水質検査の精度並びに信頼性の確保

伊勢市では、水質検査（毎日検査を除く）にかかる業務については全て外部に委託しており、水質検査の精度並びに信頼性の確保ために、受託業者から内部精度管理及び外部精度管理結果の提出を義務付け確認しています。

10. 令和6年水質検査結果

配水系統毎の給水栓で行う水質検査は、年間を通して全て水道法水質基準に適合していました。

11. その他の留意事項

- (1) 取水施設、浄水施設、配水施設及び給水管等の工事計画と実施状況

令和7年度は、水質に影響を及ぼすような工事計画はありません。

(2) 関係機関との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、三重県環境生活部、河川管理者等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。

お問合せ先

上下水道部 上水道課 水源係

電 話 0 5 9 6 (2 3) 3 3 6 0

F A X 0 5 9 6 (2 3) 3 4 6 1

令和7年度 伊勢市上水道水質検査計画書

No	検査場所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	項 目	予 定
1	中須水源地	原水	☆△	☆※	☆	☆	☆	☆	☆	☆●※	☆	☆	☆	☆	一般項目	○ 64
1-1	宮山小学校	浄水	□B■◆	○	○	◎	○	○	□B	○	○	□B	○	○	全項目(浄水)	◎ 5
1-2	横輪管末(風鈴)	浄水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全項目(原水)	● 5
2	五十鈴川水源地	原水	☆△	☆※	☆	☆	☆	☆	☆	☆●※	☆	☆	☆	☆	3ヶ月項目(A～F)	□ 15
		原水観測井	☆	☆※	☆	☆	☆	☆	☆	☆※	☆	☆	☆	☆	水質管理目標設定項目 (農薬を除く)	■ 4
		浄水	★													
2-1	進修小学校	浄水	◎■◆	○	○	□A	○	○	□A	○	○	□A	○	○	PFOS及びPFOA	△ 14
3	野村管末	浄水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	農薬114項目	◆ 2
4	宮前第一水源地	原水	☆△	☆※	☆	☆△	☆	☆	☆△	☆※	☆	☆●△	☆	☆	指標菌	☆ 72
5	宮前第二水源地	原水	☆△	☆※	☆	☆△	☆	☆	☆△	☆※	☆	☆●△	☆	☆	かび臭項目	◇ 22
6-1	小俣管末(中小俣公園跡地)	浄水	□F◇■	○◇	○◇	◎△	○◇	○◇	□F◇△	○◇	○◇	□F◇△	○◇	○◇	クリプトスポリジウム	※ 14
7-1	二見管末(朝熊町箕曲瀬)	浄水	□E◇	○◇	○◇	◎	○◇	○◇	□E◇	○◇	○◇	□E◇	○◇	○◇	河川	▲ 2
8	床ノ木水源地	原水	☆△	☆※	☆	☆	☆※	☆	☆●	☆※	☆	☆	☆※	☆	清涼飲料水	★ 1
8-1	みどり保育園	浄水	□A■	○	○	◎	○	○	□A	○	○	□A	○	○		220
10	宮川(中島2丁目)	河川											▲			
11	五十鈴川(宇治今在家町)	河川											▲			

*上記施設及び検査項目、回数等は変更の場合あり。

*水道水質基準等（環境省）が改正された場合は、それに従う。

◎ 水質基準項目

	項目名	水質基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	100mL/以下	おおむね1箇月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	おおむね3箇月に1回以上	注1の通り	注4の通り
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		注1の通り	注4の通り
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			注7の通り
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下			
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L以下			
21	塩素酸	0.6mg/L以下		不可	不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L以下			注8の通り
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	注1の通り	注1の通り	注5の通り
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			注4の通り
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下			
38	塩化物イオン	200mg/L以下	おおむね1箇月に1回以上	注2の通り	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	おおむね3箇月に1回以上	注1の通り	注4の通り
40	蒸発残留物	500mg/L以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	注3の通り	不可	注9の通り
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	おおむね3箇月に1回以上	注1の通り	注4の通り
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下			
45	フェノール類	0.005mg/L以下	おおむね1箇月に1回以上	注2の通り	不可
46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3mg/L以下			
47	pH値	5.8以上8.6以下			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5.0度以下			
51	濁度	2.0度以下			

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての水質検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

注2 連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。

注3 おおむね1箇月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

注6 注4の通り(海水を原水とする場合を除く。)

注7 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

注8 注2の通り(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)

注9 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

■ 水質管理目標設定項目（農薬類を含む27項目削除番号あり）

	項目名	目標値
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関しては、0.02mg/L以下
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関しては、0.002mg/L以下（暫定）
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関しては、0.02mg/L以下
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
目8	トルエン	0.4mg/L以下
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）
目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
目16	残留塩素	1mg/L以下
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下
目18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
目19	遊離炭酸	20mg/L以下
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下
目23	臭気強度（TON）	3以下
目24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
目25	濁度	1度以下
目26	pH値	7.5程度
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
目30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.01mg/L以下
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L以下（暫定）

○ 一般項目(9項目+残塩)

1	1	一般細菌
2	2	大腸菌
3	38	塩化物イオン
4	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
5	47	pH値
6	48	味
7	49	臭気
8	50	色度
9	51	濁度
		残留塩素

□ 3ヶ月項目A(21項目+残塩)(五十鈴川、下村、床ノ木)

1	1	一般細菌
2	2	大腸菌
3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン
4	21	塩素酸
5	22	クロロ酢酸
6	23	クロロホルム
7	24	ジクロロ酢酸
8	25	ジブロモクロロメタン
9	26	臭素酸
10	27	総トリハロメタン
11	28	トリクロロ酢酸
12	29	ブロモジクロロメタン
13	30	ブロモホルム
14	31	ホルムアルデヒド
15	38	塩化物イオン
16	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
17	47	pH値
18	48	味
19	49	臭気
20	50	色度
21	51	濁度
		残留塩素

□ 3ヶ月項目B(22項目+残塩)(中須)

1	1	一般細菌
2	2	大腸菌
3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン
4	21	塩素酸
5	22	クロロ酢酸
6	23	クロロホルム
7	24	ジクロロ酢酸
8	25	ジブロモクロロメタン
9	26	臭素酸
10	27	総トリハロメタン
11	28	トリクロロ酢酸
12	29	ブロモジクロロメタン
13	30	ブロモホルム
14	31	ホルムアルデヒド
15	38	塩化物イオン
16	40	蒸発残留物
17	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
18	47	pH値
19	48	味
20	49	臭気
21	50	色度
22	51	濁度
		残留塩素

□ 3ヶ月項目F(23項目+残塩)(小俣管末)

1	1	一般細菌
2	2	大腸菌
3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン
4	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	21	塩素酸
6	22	クロロ酢酸
7	23	クロロホルム
8	24	ジクロロ酢酸
9	25	ジブロモクロロメタン
10	26	臭素酸
11	27	総トリハロメタン
12	28	トリクロロ酢酸
13	29	ブロモジクロロメタン
14	30	ブロモホルム
15	31	ホルムアルデヒド
16	38	塩化物イオン
17	40	蒸発残留物
18	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
19	47	pH値
20	48	味
21	49	臭気
22	50	色度
23	51	濁度
		残留塩素

◇ かび臭項目(2項目)

1	42	ジェオスミン
2	43	2-メチルイソボルネオール

●▲ 全項目(原水)、河川

1	1	一般細菌
2	2	大腸菌
3	3	カドミウム及びその化合物
4	4	水銀及びその化合物
5	5	セレン及びその化合物
6	6	鉛及びその化合物
7	7	ヒ素及びその化合物
8	8	六価クロム化合物
9	9	亜硝酸態窒素
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン
11	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
12	12	フッ素及びその化合物
13	13	ホウ素及びその化合物
14	14	四塩化炭素
15	1	4-ジオキサン
16	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
17	17	ジクロロメタン
18	18	テトラクロロエチレン
19	19	トリクロロエチレン
20	20	ベンゼン
21	32	亜鉛及びその化合物
22	33	アルミニウム及びその化合物
23	34	鉄及びその化合物
24	35	銅及びその化合物
25	36	ナトリウム及びその化合物
26	37	マンガン及びその化合物
27	38	塩化物イオン
28	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
29	40	蒸発残留物
30	41	陰イオン界面活性剤
31	42	ジェオスミン
32	43	2-メチルイソボルネオール
33	44	非イオン界面活性剤
34	45	フェノール類
35	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
36	47	pH値
37	49	臭気
38	50	色度
39	51	濁度

□ 3ヶ月項目E(22項目+残塩)(二見管末)

1	1	一般細菌
2	2	大腸菌
3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン
4	21	塩素酸
5	22	クロロ酢酸
6	23	クロロホルム
7	24	ジクロロ酢酸
8	25	ジブロモクロロメタン
9	26	臭素酸
10	27	総トリハロメタン
11	28	トリクロロ酢酸
12	29	ブロモジクロロメタン
13	30	ブロモホルム
14	31	ホルムアルデヒド
15	33	アルミニウム及びその化合物
16	38	塩化物イオン
17	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
18	47	pH値
19	48	味
20	49	臭気
21	50	色度
22	51	濁度
		残留塩素

★ 清涼飲料水の成分規格検査

1		混濁
2		沈殿物
3		大腸菌群
4		バリウム
5		細菌数(生菌数)

☆ 指標菌

1		大腸菌
2		嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌)

※ クリプトスポリジウム

△ ペルフルホロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

◆ 水質管理目標設定項目(農薬類115項目)

1	1, 3—ジクロロプロベン(D—D)	40	シアノホス(CYAP)	78	フェノブカルブ(BPMC)
2	2, 2—DPA(ダラポン)	41	ジウロン(DCMU)	79	フェリムゾン
3	2, 4—D(2, 4—PA)	42	ジクロベニル(DBN)	80	フェンチオン(MPP)
4	EPN	43	ジクロルボス(DDVP)	81	フェントエート(PAP)
5	MCPA	44	ジクワット	82	フェントラザミド
6	アシュラム	45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	83	フサライド
7	アセフェート	46	ジチオカルバメート系農薬	84	ブタクロール
8	アトラジン	47	ジチオピル	85	ブタミホス
9	アニロホス	48	シハロホップブチル	86	ブプロフェジン
10	アミトラズ	49	シマジン(CAT)	87	フルアジナム
11	アラクロール	50	ジメタメトリン	88	プレチラクロール
12	イソキサチオン	51	ジメトエート	89	プロシミドン
13	イソフェンホス	52	シメトリン	90	プロチオホス
14	イソプロカルブ(MIPC)	53	ダイアジノン	91	プロピコナゾール
15	イソプロチオラン(IPT)	54	ダイムロン	92	プロピザミド
16	イプロベンホス(IBP)	55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	93	プロベナゾール
17	イミノクタジン	56	チアジニル	94	プロモブチド
18	インダノファン	57	チウラム	95	ベノミル
19	エスプロカルブ	58	チオジカルブ	96	ペンシクロン
20	エトフェンプロックス	59	チオファネートメチル	97	ベンゾビシクロン
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)	60	チオベンカルブ	98	ベンゾフェナップ
22	オキサジクロメホン	61	テフリルトリオン	99	ベンタゾン
23	オキシシン銅(有機銅)	62	テルブカルブ(MBPMC)	100	ベンディメタリン
24	オリサストロビン	63	トリクロピル	101	ベンフラカルブ
25	カズサホス	64	トリクロルホン(DEP)	102	ベンフルラリン(ベスロジン)
26	カフェンストロール	65	トリシクラゾール	103	ベンフレセート
27	カルタップ	66	トリフルラリン	104	ホスチアゼート
28	カルバリル(NAC)	67	ナプロパミド	105	マラチオン(マラソン)
29	カルボフラン	68	パラコート	106	メコプロップ(MCPP)
30	キノクラミン(ACN)	69	ピペロホス	107	メソミル
31	キャブタン	70	ピラクロニル	108	メタラキシル
32	クミルロン	71	ピラゾキシフェン	109	メチダチオン(DMTP)
33	グリホサート	72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	110	メミノストロビン
34	グルホシネート	73	ピリダフェンチオン	111	メトリブジン
35	クロメプロップ	74	ピリブチカルブ	112	メフェナセツト
36	クロルニトロフェン(CNP)	75	ピロキロン	113	メプロニル
37	クロルピリホス	76	フィプロニル	114	モリネート
38	クロロタロニル(TPN)	77	フェントロチオン(MEP)	115	イブフェンカルバゾン
39	シアナジン				